

平成29年3月30日

各柔道整復師（団体含む。）
各はり、きゅう師（団体含む。）
各あん摩・マッサージ・指圧師（団体含む。）

} 各位

全国市町村職員共済組合連合会

柔道整復師等療養費請求書内容審査等に係る事務の外部委託の実施
について

平素は、本連合会を構成する指定都市職員共済組合・市町村職員共済組合・都市職員共済組合（以下「構成組合」といいます。）の短期給付事業に御理解と御協力をいただきましてありがとうございます。

本連合会は、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第27条第3項第2号の規定に基づき、構成組合の短期給付の事務の指導機関です。

今般、構成組合における療養費適正化への取組の一環として、構成組合のうち下記1の組合から委任を受け、柔道整復師等（柔道整復師、はり、きゅう及びあん摩・マッサージ・指圧師）の施術に係る療養費支給申請書の内容審査等に係る事務の外部委託について本連合会において共同調達を行い、平成29年4月1日から下記2の業者において内容審査等に係る委託事務を開始することになりました。

なお、この事務の委託に伴い、下記3の事務処理手順を経ることになりますので、何卒、御理解と御協力の程よろしく申し上げます。

記

1 共同調達組合（組合名称省略）

（1）指定都市職員共済組合（3組合）

名古屋市、広島市、北九州市

（2）市町村職員共済組合（33組合）

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、群馬県、埼玉県、神奈川県、山梨県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

（3）都市職員共済組合（2組合）

北海道都市、愛知県都市

2 委託先

名 称 株式会社オークス
所在地 東京都渋谷区代々木2丁目7番7号
連絡先 オークスおからだ相談室
電話03-5302-1035

3 事務処理手順

- (1) 共済組合は、柔整師等から受領した柔道整復師等療養費請求書（以下「柔整等レセプト」といいます。）について、委託会社に送付します。
- (2) 委託会社において、柔整等レセプトの内容点検を行い、共済組合からの指示に基づき、必要に応じて組合員等に対して調査票を送付します。
- (3) 委託会社において調査票を回収し、疑義がある柔整師等レセプトについては、共済組合からの指示に基づき、柔整師等に対して返戻します。
- (4) 返戻対象ではない柔整等レセプトについては、速やかに柔整師等に支払を行います。